

H 2 5 . 1 2 . 3 1

原議長期保存  
群生企第556号  
平成24年9月26日  
[広・地・刑企・捜一]

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う  
障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律  
第79号。以下「法」という。）が平成23年6月24日に公布され、本年10月1  
日に施行される。

各所属にあっては、今回施行される法が障害者虐待の防止、養護者に対する支援等  
に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の養護に資することを目的として制  
定されたことを十分認識して、警察が行うべき通報、援助等実施する場合には、次の  
事項に留意して適切な対応に努められたい。

記

第1 法の概要（別添1及び別添2）

1 法の目的

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害  
者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 用語の定義

この法でいう用語の定義は次のとおりである。

(1) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障  
害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生  
活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) 障害者虐待

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使  
用者による障害者虐待をいう。

(3) 養護者

障害者を現に養護する者であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外  
の者をいう。

(4) 障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障  
害者総合施設のぞみの園法の規定により設置された障害者福祉施設又は障害者  
自立支援法及び厚生労働省令に規定する障害福祉サービス事業等に係る業務に  
従事する者をいう。

(5) 使用者

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その事業の労働者に関する事項について事業主のために行行為をする者をいう。

(6) 養護者による障害者虐待

次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

(ア) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

(イ) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(ウ) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(エ) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による前記（ア）から（ウ）までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

イ 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(7) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所している障害者、当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う前記（6）のアの（ア）若しくは（イ）又は次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

イ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を使用する障害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前記アの行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ウ 障害者の財産を不当に処分すること又は障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(8) 使用者による障害者虐待

使用者が当該事業所で使用されている障害者について行う前記（6）のアの（ア）若しくは（イ）又は次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

イ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所で使用されている他の労働者による前記アと同様の行為の放置その他これに準ずる行為を行うこと。

ウ 障害者の財産を不当に処分すること又は障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## 第2 認知時における適切な対応（別添3）

### 1 市町村への通報

#### (1) 法に基づく通報

警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等各種警察活動において、次の障害者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報すること。

##### ア 養護者による障害者虐待（法第7条）

ただし、18歳未満の障害者について行われるものを除く。

##### イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（法第16条）

##### ウ 使用者（障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者）による障害者虐待（法第22条）

#### (2) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した障害者虐待事案のうち、児童虐待事案又は高齢者虐待事案に該当しないもの全てが対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

##### ア 被害者が法に規定する「障害者」に該当するかどうか判断が困難な場合

法に規定する障害者とは、前記第1の2の（1）のとおりであるが、警察において「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状況にある」かどうかを判断することが困難な場合であっても、被害者の外見や言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると判断した場合には、通報の対象とすること。

なお、被害者が自身を障害者であると認識している必要はない。

##### イ 虐待行為があつたことの明確な裏付けができない場合

虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があると判断できる事案については通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者自身が虐待であることを認識できない場合もあるので、被害者からの事情聴取結果だけで虐待を受けていないと判断することのないよう注意すること。

##### ウ 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない場合

加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない場合であっても、当該加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当する可能性があると判断できれば、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

##### エ 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

障害者から障害者虐待を受けている旨の申出がなされたときは、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われる場合であっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

##### オ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

障害者の配偶者から虐待行為が行われた場合は、障害者虐待事案であるとともに配偶者からの暴力事案にも該当することから、障害者虐待事案として市町村に通報するとともに、配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

### (3) 通報要領

- ア 各所属で認知した障害者虐待事案については、当該被害障害者の住居地を管轄する警察署長を経て市町村に通報すること。
- イ 市町村への通報及び市町村等からの警察署長に対する援助依頼への対応窓口は、当該被害障害者の住居地を管轄する警察署の生活安全課とする。  
なお、通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町村に確認しておくとともに、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう市町村に申し入れておくこと。
- ウ 通報は、原則として別添4の「障害者虐待事案通報票」により行い、記載要領については、別添5の「障害者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項」を参照すること。ただし、急を要する場合には、電話により通報すること。
- エ 障害者虐待事案通報票により通報する場合において、通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

### (4) 受理及び記録

障害者虐待に係る相談等（110番通報を除く。）を受理した場合には、相談を受けた職員が責任をもって障害者虐待事案対応票（別添6。以下「対応票」という。）を作成し、速やかに、当該被害障害者の居住地を管轄する警察署長（生活安全課長経由。ただし、宿日直時は宿日直責任者）にメール又はFAXにより確実に連絡すること。

なお、障害者虐待に係る110番通報を受理した場合においては、当該事案が緊急を要し、現場臨場が必要であると認められるものについては現場臨場者が対応票を作成するものとし、その他の事案については、相談窓口の電話番号を教示するなど適切な対応をすること。

### (5) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村に措置結果を連絡するよう依頼しておき、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

## 2 通報以外の措置

障害者虐待事案については、市町村に通報するほか、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に検討した上で、取り扱うべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋の捜索、被疑者の逮捕等の必要な捜査を積極的に行い、捜査を契機として、障害者の死亡等事態が深刻化する前に障害者を救出保護すること。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

### 第3 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

#### 1 制度の趣旨（法第12条第1項関係）

警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

#### 2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から障害者虐待事案に係る援助依頼書（別添7）の提出を求め、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

また、事前協議の窓口は、各警察署の生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

#### 3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないこととした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

### 第4 その他

#### 1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等関係部門間で連携を密にすること。

#### 2 関係機関等との連携

市町村を始め、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等との連携を強化し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようすること。

なお、市町村においては、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備をしなければならないこととされているので、市町村から警察に対して連絡会議等への参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

#### 3 本部への報告

本通達に基づき市町村長あて「障害者虐待事案通報票」により通報した場合及び市町村長から「障害者虐待事案に係る援助依頼書」を受理した場合には、それらの写しと必要に応じて援助等を実施した事項等を記載した書面を生活安全部生活安全企画課長あて報告すること。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

### 法律第七十九号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

#### 目次

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条～第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者による障害者虐待の防止等（第十五条～第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条～第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止
等(第二十九条—第三十一条)
第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条—第三十九条)
第七章 雜則(第四十条—第四十四条)
附則 第一章 総則
(目的) 第二章 罰則(第四十五条—第四十六条)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資することを目的とする。
第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。
2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第二百六十七号)

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
ロ 障害者をしてわいせつな行為をさせること。
ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前項に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行ふこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前項に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行ふこと。
五 障害者の財産を不当に処分することその他長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
第六条 国及び地方公共団体の責務等
（障害者に対する虐待の禁止）
第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
四 障害者の財産を不当に処分することその他長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
第五条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るために、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第六条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行ふものとする。
第七条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

**第六条** 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることとに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある者及び使用者は、障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

**第二章 養護者による障害者虐待の防止、  
(養護者に対する支援等)**

**第七条** 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四百五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

3 市町村が前条第一項の規定による通報又は第一条第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**(通報等を受けた場合の措置)**

**第九条** 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）との対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は第一条第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

**(居室の確保)**

3 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者等による障害者虐待を受けた障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**(面会の制限)**

**第十条** 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者等による障害者虐待を受けた障害者に対する援助のため必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

**第十三条** 養護者による障害者虐待を受けた障害者等による障害者虐待を受けた障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

**第十四条** 市町村は、第三十二条第二項第二号により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に從事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行ふ場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**(立入調査)**

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

**第十五条** 障害者福祉施設の設置者又は障害者福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他の当該障害者福祉施設を利用する障害者サービス事業等に係るサービス事業者等による障害者虐待の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

**第十六条** 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者虐待を受けた者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）の次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第十七条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業者の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

**第十八条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第一項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。  
(通報等を受けた場合の措置)

**第十九条** 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るために、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

**第四章 使用者による障害者虐待の防止等**  
(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

**第二十一条** 障害者雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

**第五章 (使用者による障害者虐待に係る通報等)**

**第二十二条** 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に届け出なければならない。

**第二十三条** (報告を受けた場合の措置)  
(使用者による障害者虐待を受けたとされる旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。)

**第二十四条** 刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第二十五条** 労働者は、第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十六条** 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

**第二十七条** 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第二十八条** 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十二条の規定による報告を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定によって届出を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

**第二十九条** (報告を受けた場合の措置)  
(就学する障害者に対する虐待の防止等)

**第二十六条** 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

**第二十七条** 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

**第二十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

**第二十九条** 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号))第一条に規定する学校、同法第一百四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る解説をしてはならない。

**第三十条** 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号))第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に對する虐待に対処するため必要な措置を講ずるものとする。

**第三十一条** 就学する障害者等に対する虐待の防止等

**第三十二条** 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号))第一条に規定する学校、同法第一百四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る解説をしてはならない。

**第三十三条** (報告を受けた場合の措置)  
(就学する障害者に対する虐待の防止等)

**第三十四条** 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第三十五条** 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十二条の規定による報告を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定によって届出を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

**第三十六条** 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

**第三十七条** 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

**第三十八条** 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

**第三十一条** 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

## 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

**第三十二条** 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による届出を受けること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対する支援を行なうこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応力者のうち適切と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

**第三十四条** 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者に対する支援及び養護者に対する支援に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、障害者の福祉又は権利の擁護に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

**第三十五条** 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

2 (都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十六条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査研究)

3 第一条の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出を受けた者を特定させるものを漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第二項第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けること。

## 第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けること。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に際し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応じること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第三十七条** 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(周知)

**第三十八条** 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等と連携協力体制を整備しなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第三十九条** 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等と連携協力体制を整備しなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第四十条** 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第四十一条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

**第四十二条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第四十三条** 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

**第四十五条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都道府県における連携協力体制の整備)

**第四十六条** 都道府県は、障害者の福祉に関する施設において、当該部局又は施設が都道府県が設置する障害者権利擁護センターとしての機能を果たす

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

**第三十七条** 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

2 都道府県障害者虐待対応協力者は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

4 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

5 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

6 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

7 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

8 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

9 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

10 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

11 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

12 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

13 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

14 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

15 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

16 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

17 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

18 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

19 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

20 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

21 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

22 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

23 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

24 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

25 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

26 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

27 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

28 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

29 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

30 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

31 都道府県は、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定められた他の障害者に対する支援を行なうこと。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第四十三条** 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けたおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようしなければならない。

#### 第八章 罰則

(調整規定)

**第四十五条** 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定による立人調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全部の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を以てとして、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

**第三条** 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）の一部を次のよう改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の二項を加える。

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

内閣総理大臣 菅 直人

法務大臣 江田 五月

文部科学大臣 高木 義明

厚生労働大臣 細川 律夫

国土交通大臣 大畠 章宏

## 別添2

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

## 第1 定義

### 1 障害者の定義

この法律において「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### 2 障害者虐待の定義

この法律において「障害者虐待」とは、養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者による次に掲げる類型の虐待をいう。

- ① 身体的虐待(暴行)
- ② 養護を著しく怠ること(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待(心理的外傷を与えるような言動)
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待(障害者から不当に経済上の利益を得ること)

## 第2 養護者による障害者虐待に対する対応

### 1 市町村への通報

養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

### 2 市町村の対応

- ① 相談、指導、助言を行う。
- ② 市町村は、事実の確認のための措置を講ずる。
- ③ 市町村長は、障害者の保護のため、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に施設へ入所させる等、適切に、身体障害者福祉法による保護のための措置を講ずる。
- ④ 市町村長は、障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法による審判の請求をするものとする。
- ⑤ ③の措置を採るために必要な居室を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 市町村長は、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、

立入調査をすることができる。

- ⑦ 立入調査を行うに当たって、所管の警察署長に援助を求めることができる。

### 3 養護者に対する支援

- ① 市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市町村は、①の措置として、養護者的心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

## 第3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する対応

### 1 設置者等の責務

障害者福祉施設の設置者等は、当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を講ずるものとする。

### 2 市町村への通報

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

※ 被虐待者本人が市町村に届け出ることも可能

### 3 都道府県への報告

市町村は、2による通報を受けた場合は、都道府県に報告するものとする。

### 4 市町村長又は都道府県知事の対応

- ① 市町村長又は都道府県知事は、1による通報又は2による報告を受けた場合は、適切に、社会福祉法又は障害者自立支援法による監督権限等を使用するものとする。
- ② 都道府県知事は、毎年度、障害者虐待の状況、障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

## 第4 使用者による障害者虐待に対する対応

### 1 事業主の責務

障害者を雇用する事業主は、当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を講ずるものとする。

### 2 市町村又は都道府県への通報

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村又は都道府県に通報しなければならない。

※ 被虐待者本人が市町村又は都道府県に届け出ることも可能

### **3 都道府県への通知**

市町村は、2による通報を受けた場合は、都道府県に通知するものとする。

### **4 労働局への報告**

都道府県は、2による通報又は3による通知を受けた場合は、労働局に報告するものとする。

### **5 労働局の対応**

- ① 労働局は、4による報告を受けた場合は、適切に、労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律による監督権限等を行使するものとする。
- ② 厚生労働大臣は、毎年度、障害者虐待の状況、障害者虐待があった場合に採った措置等を公表するものとする。

## **第5 他の障害者虐待に対する対応**

就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応については、学校の長、保育所の長及び医療機関の管理者が虐待防止等のための措置を講ずるものとする。

## **第6 その他**

### **1 「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能**

市町村及び都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する当該部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」及び「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすようするものとする。

### **2 連携協力体制の整備等**

- ① 市町村及び都道府県は、養護者による障害者虐待の防止等の適切な実施のため、関係機関等との連携協力体制を整備しなければならない。
- ② 市町村及び都道府県は、ア)相談、指導、助言、イ)通報の受理、ウ)養護者に対する支援、の事務を障害者虐待対応協力者等に委託することができる。

### **3 財産上の不当取引による被害の防止**

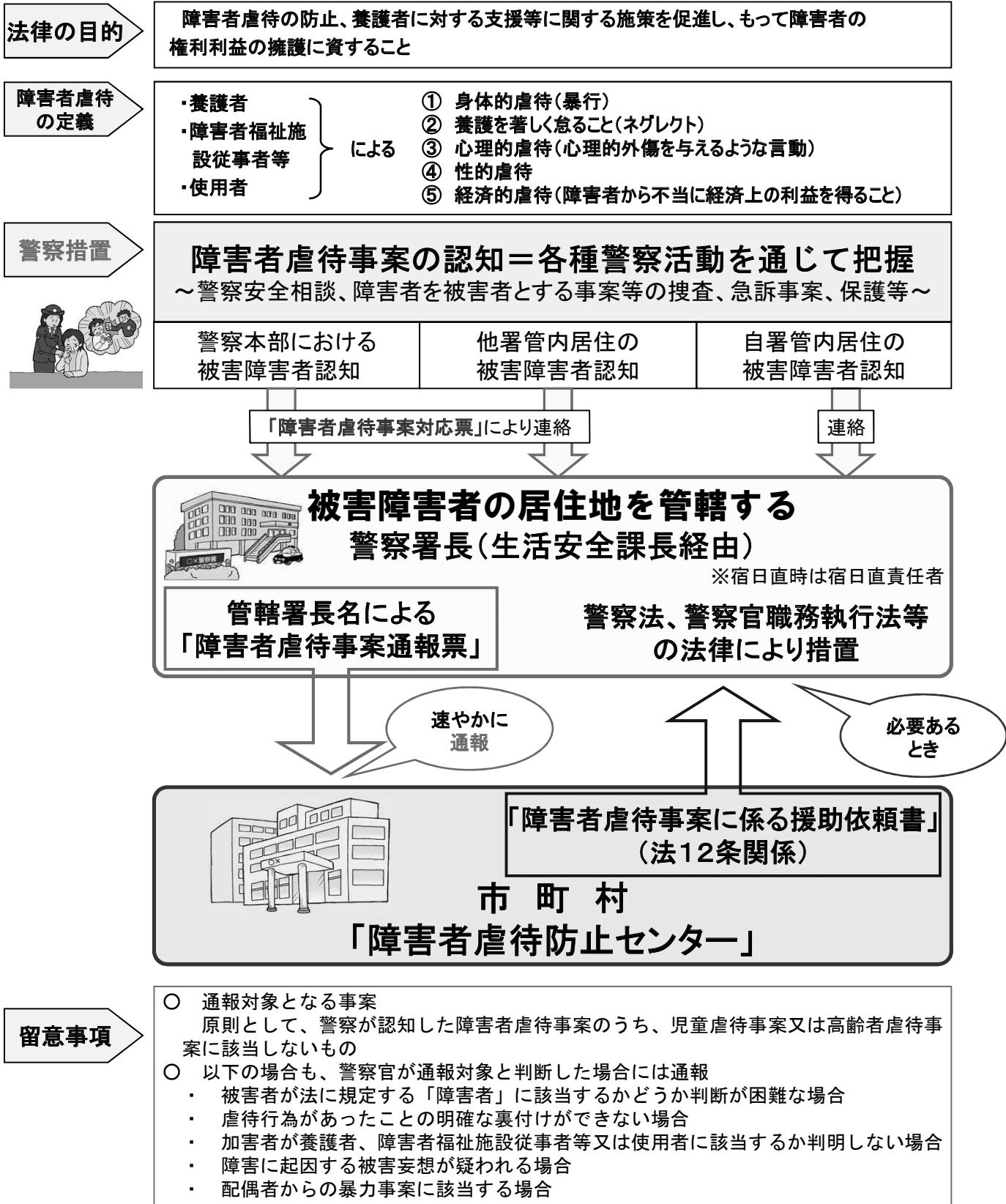
市町村は、第三者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引(不当なリフォーム等)による高齢者の被害について、相談に応じ、又は関係機関を紹介するものとする。

## **第7 施行期日**

この法律は、平成24年10月1日から施行する。

# 障害者虐待事案への適切な対応

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」  
(平成24年10月1日施行)



## 別添4

		第 号
障害者虐待事案通報票		
年　月　日		
○ ○ 市(町、村)長 殿		
		○ ○ 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。		
発見年月日		年　月　日
発見の経緯		
障 害 者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生 (　歳)
	住 所	
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生 (　歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
	障害者との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先		警察署 課 氏名 電話 ( ) - 番 内線

## 別添5

### 障害者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

#### 1 「発見年月日」欄

障害者虐待事案を認知した日を記載すること。障害者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、障害者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、障害者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

#### 2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「近隣住民からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

#### 3 「障害者」欄

被害者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

#### 4 「障害の内容」欄

障害者、親族等からの聴取結果のほか、被害者と対面した警察職員の目視による確認や主観的判断によりチェックすることで差し支えない。

障害が複数ある場合には、該当するもの全てにチェックすること。

「その他」には、例えば、発達障害、高次脳機能障害が該当する。なお、言動が不自然であるが、知的障害か精神障害かその他の障害かの判別ができないような場合には、「□その他（　）」にチェックし、（　）内には「不詳」と記載すること。

#### 5 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらぬ親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（　）」にチェックし、（　）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

障害者福祉施設従事者等による虐待（法第16条）、使用者による虐待（法第21条）に該当する場合は、それぞれ、「□福祉関係者」「□職場関係者」にチェックし、施設名や勤務先の名称等については、「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

#### 6 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、以下の行為に該当するものすべてにチェックすること。

①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行

為をさせること。

③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。使用者による不当な差別的言動を含む。

④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。障害者福祉施設従事者等による他の利用者による①から③までの行為と同様の行為の放置や、事業主による他の労働者による①から③までの行為と同様の行為の放置を含む。

⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとして差し支えない。

8 「参考事項」欄

障害者の言動、警察において講じた措置等市町村において障害者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

## 別添6

障害者虐待事案対応票		
年　月　日		
○ ○ 警察署長 殿		
所属 階級 氏名		
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、連絡します。		
発見年月日	年　月　日	
発見の経緯		
障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他 ( )	
(ふりがな) 氏　名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	年　月　日生 (　歳)	
住　所		
電　話	(　　)	— 番
職　業　等		
(ふりがな) 氏　名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	年　月　日生 (　歳)	
住　所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
電　話	(　　)	— 番
職　業　等		
障害者との 関　係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
虐待の 状況	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
虐待の内容		
参考事項		
担当者・連絡先	警察署 電話 (　　)	課 — 番 内線 氏名

## 別添7

		第 号	
障害者虐待事案に係る援助依頼書			
		年 月 日	
○ ○ 警察署長 殿		○ ○ 市(町、村)長 印	
<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>			
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
	場 所		
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他( )	
	障害の内容		
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生( 歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生( 歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
虐待の状況	障害者との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	行 为 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 ( ) - 番		内線
	携帯電話 - 番		